

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月29日
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松井 正
【本店の所在の場所】	大阪市城東区今福東一丁目4番12号
【電話番号】	大阪06(6935)2200(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長 田宮 尚男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船三丁目2番10号
【電話番号】	東京03(5543)1711
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 森谷 仁昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社イトーキ東京本社 (東京都中央区入船三丁目2番10号)

1【提出理由】

当社は、平成25年3月27日開催の第63回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額497,023,790円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年3月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、山田 匡通、松井 正、近光 勝、伊原木 秀松、永田 宏及び宮本 照武を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、藤田 傑を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬等の額について、従来の固定報酬枠とは別枠として変動報酬枠を設け、変動報酬枠の報酬等の額は、取締役について各事業年度の当社当期純利益の10%以内とする。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬等の額を月額100万円以内と改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成の割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	365,902	167	0	(注)1	可決 99.95
第2号議案 取締役6名選任の件				(注)2	
山田 匡通	364,310	1,759	0		可決 99.52
松井 正	365,020	1,049	0		可決 99.71
近光 勝	365,153	916	0		可決 99.75
伊原木 秀松	365,132	937	0		可決 99.74
永田 宏	360,078	5,991	0		可決 98.36
宮本 照武	359,957	6,112	0		可決 98.33
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	365,576	493	0	(注)2	可決 99.87
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	362,778	3,291	0	(注)2	可決 99.10
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	357,243	8,826	0	(注)2	可決 97.59

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上